雇用保険事務処理に係る取扱変更に関するお知らせ

《令和4年3月1日より実施》

■ 電子申請で手続き後に何らかの訂正・変更の届出が必要となった場合、これまでは管轄のハローワークでお手続きいただくか、京都労働局雇用保険電子申請事務センターあて郵送によりお手続きいただくか、いずれかの方法により手続きをいただいていたところですが、今後は電子申請で手続きを行うことが出来ない各種の訂正・変更の届出については、京都労働局雇用保険電子申請事務センターでは対応せず、管轄のハローワークで対応することとなりましたので、令和4年3月1日以降は管轄のハローワーク（窓口または郵送）でお手続きいただきますようお願いいたします。

［例］喪失日が間違っていた、離職証明書（離職票）に記載の賃金額が間違っていた、高年齢雇用継続給付金の振込口座を変更したい等

京都労働局ホームページ内の下記リンク先を参照下さい。

[＊ 京都府内の各ハローワーク一覧](https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hw/kankathu_thiiki.html)

（各ハローワークの住所・電話番号等はハローワーク一覧ページ内の 詳細・地図 をクリック願います）

[＊ 事業主向け雇用保険様式ダウンロード（各種訂正・変更願等）](https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_hoken/yoshiki.html)

（払渡希望金融機関指定・変更届については、ハローワークインターネットサービス帳票一覧よりダウンロード可）

ハローワークインターネットサービス内の下記リンク先を参照下さい。

[＊ ハローワークインターネットサービス帳票一覧（払渡希望金融機関指定・変更届）](https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?action=initDisp&screenId=001000)

* また、電子申請で離職票交付のお手続きをいただき、交付した離職票に未計算

賃金があった場合の届出に関しても、これまでは京都労働局雇用保険電子申請事務センターあてFAX等により届出いただいておりましたが、令和4年3月1日以降は管轄のハローワークあて届出いただきますようお願いいたします。

（令和4年3月1日以降に交付する離職票より添付書類の「未計算賃金届出用様式」を一部変更し、変更後の様式には管轄ハローワークあて届出いただくよう記載いたします。なお、令和4年3月1日より前に交付する離職票には変更前の様式を添付することとなる為、京都労働局雇用保険電子申請事務センターあて届出いただきますようお願いいたします）

京都労働局・ハローワーク